時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ずる此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

山縣伯の歸朝

山縣伯は歐洲の政治及び軍事を視察するの目的を以て去歳洋行の途に上り歐洲到着後は伊佛諸國を巡遊して獨逸に至り同國にては地方制度取調等の用事もありて滯在最も長かりしが是れより進んで露國に入り歸途歐洲大陸の國々を巡覽して追て更に英國に渡り在外凡そ十箇月半、米國を經て今般目出度歸朝したり聞く所に據るに伯は歐洲滯留中巡覽時日の短きが爲め充分其視察を果さゞらんことを恐れ外形上の見物も氣根よく勤めて怠らざりしと同時に其隨行員の如き兎角長官の威光に畏れて直言を憚るの趣もあらんとて海外在留の日本書生若くは紳士等と面晤して其直言を聞くことを好みさりと云ひかたく以て其見聞を擴げたるは勿論にして短時間の旅行とは申しながら漫然として行き漫然として歸るものには非ざるが如し特に伯は我が政治家中の錚々にして內に在りては內務大臣として內閣重要の位地を占めたる人にして今や歐洲の政治を視察し久しく振りにて歸朝したる事なれば我が政治社會に於て恰も一將星を現出したるの姿にして世人の之を凝望するは固より謂れなきに非ず左なきだに彼の條約改正の問題は斷行中止の兩派に分れ論鋒殆んど互角にして遽に其勝敗を決す可らざるの今日、新洋行歸りの伯の意見は兩派何れに向ても異常の勢力を增減す可きものなるが故に伯の一擧一動は世人の細に注目する所にして歸朝匆々伯は何事を試む可きや想像は人に依りて異なる可しと雖ども我輩の忖度を以てすれば伯は第一着手として政府部內の調和を試むるならんかと思はるゝなり今內に居て國事を思慮すると海外に在りて之を觀察するとは其趣自から異にして身は日本社會に在りて直接に政治の事に當り威福權力を爭ふときは私情私慾も其間に動きて自然情慾の奴隸となり日本國の乘利(?)を思ふて世界各國人の評論を恐るゝの念も次第に薄らぐの趣あれども廣き世界を遊歷して其の眼界を濶大にし遠方より內を顧みれば身を局外に置くの故を以て所見も自から公平に歸し日本全國を一つに丸めて其全體の利害を思ふの念を切にすべし即ち人心の自然にして山縣伯の心事の如きも亦この自然法に支配せられたるや疑を容れず斯くて伯が濶大の眼、公平の心を傾けて今の日本社會を觀察したらば殖產は振はず商業は進まず鐵道の延長も思ひの外手間取れ開港場には今以て船渠棧橋の設けなく陸海軍も不整頓にして軍艦砲臺の備も立たず其他學問藝術等改良進步を要するものは天下比々として皆な是れなりとも申すべく之れを振起して着々國步を進めんとすれば官民協和上下一心、日も亦足らざる可き筈なるに然るに今日の有樣を見れば國民政治に熱中して政治以外に國事あるを知らず政治を職とする政治家は勿論恒の產なき無賴漢までも漫に政治に狂熱して黨派の嫉妬は水火の如く政府部內の人々までも隱然その徒黨を分ちて軋轢ますます甚しからんとするの勢あり今此勢の成行に任せて來年第一國會の開場に至りたらば事態兎角穩かならずして爲めに國安を妨ぐることあるべきや我が立憲新政體の面目を全うして世界各國に誇ることを得べきや我輩の一念國の爲めに不安に堪へざる所なり抑も彼の條約改正の事は國家重大の問題にして中止斷行その議論の區々たるは固より當然なれども中止斷行何れを問はず政府當局の人々が諸外國其向きの局部に向て夫れ夫れ談判する其際に內部の議論に衝突を生じて內に顧みるの患あるが如きは國家の福利に非ざる可きなり畢竟內國に局促して眼界狹き人々の所爲たるを免かれざるが故に久しく國外に傍觀の地位に立ち今度歸朝したる山縣伯は其第一着手として先づ政府部內を調和し內を固うして外に臨み當局者の方向を一にして着々步を進むるの道に由るとならんか我輩は後來伯の擧動に徵して其果して然るや否を知らんと欲するなり回顧すれば明治六年頃、政府に征韓の議論ありて是非紛々たる其際に岩倉大使の一行は歐米回覽を終りて歸朝し西鄉大久保の諸氏を始め其議論を異にして政府部內に不和を生ずるの勢を呈せしかば當時大使と共に歸朝したる故木戶內閣顧問は痛く其不和を憂へて一書を政府諸公に示し今の世界は弱肉強食、國內の人心調和せざれば徒に他の覬覦を招きて自から亡國の端を開く可し云々とて彼の波蘭亡國の事を引て國內調和の大切なるを說きたる其一片憂國の心は當時不幸にして貫徹せざりしが如くなれども顧問が社稷の臣として國に致すの忠誠は皇天后土の照臨する所、萬古人心を感起せしめたり蓋し山縣伯歸朝の今日は木戶侯歸國の昔年と社會の事態境遇等固より同じからずと雖ども政府部內を調和して上下一心國事の重きに任ず可きは今日に於て特に其必要を見る可しと信ずるが故に我輩は山縣伯が今日歸朝の際に於て故木戶侯の遺意を繼ぎ侯が千古の知己たらんことを祈りて世上有識の士と共に竊に仰盼(?)して已まざるものなり

官報

朕海軍軍人軍屬違警罪處分例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿二年十月一日

內閣總理大臣 伯爵黑田淸隆
海軍大臣 伯爵西鄉從道

法律第二十五號

海軍軍人軍屬違警罪處分例

第一條 海軍軍人軍屬ノ犯シタル違警罪ハ違警罪卽決例ニ依リ憲兵部ニ於テ其處分ヲ爲シ憲兵設置ナキ地ニ於テハ警察署ニ於テ其處分ヲ爲ス可シ○第二條 憲兵部若クハ警察署ニ於テ被告人ヲ留置シタルトキハ直チニ其所屬ノ長官若クハ艦船團長ニ通知ス可シ○第三條 卽決ノ言渡ニ對シテハ海軍常設軍法會議ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得其裁判管轄ハ海軍治罪法ニ從フ○第四條 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ違警罪卽決例第五條ニ記載シタル期限內ニ其理由ヲ記シタル書面ヲ卽決ノ言渡ヲ爲シタル憲兵部若クハ警察署ニ差出ス可シ○第五條 憲兵部若クハ警察署ニ於テ前條ノ書面ヲ受領シタルトキハ二十四時內ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ管轄軍法會議ノ長官ニ送致ス可シ○第六條 海軍軍法會議ニ於テ被告人ノ訊問ヲ要セサルモノト認ルトキハ書面ニ依リ其裁判ヲ爲スコトヲ得○第七條 卽決ノ言渡確定シ若クハ正式裁判ノ言渡ヲ爲シタルトキハ憲兵部警察署海軍軍法會議ヨリ被告人所屬ノ長官若クハ艦船團長又ハ被告人所在ノ地ノ軍法會議主理ニ其執行ヲ囑託スルコトヲ得○第八條 海軍軍法會議ノ裁判ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

朕海軍治罪法中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿二年十月一日

內閣總理大臣 伯爵黑田淸隆
海軍大臣 伯爵西鄉從道

法律第二十六號

海軍治罪法中左ノ通改正ス

第一條「審判」ノ下ニ「及ヒ違警罪ノ正式裁判」ノ十字ヲ增加シ第二十一條第二十二條第二十三條第二十五條第二十六條第廿七條第三十二條ニ記載シタル「重罪輕罪」ヲ「罪」ト改ム

勅令郵便爲替規約(前號の續)

日本帝國遞信省ト加奈陀國郵政廳トノ間ニ取結ヒタル郵便爲替規約

第一條 日本帝國ト加奈陀國トノ間ニ郵便ヲ以テ爲替ヲ執行スヘシ○第二條 爲替金ハ雙方共加奈陀貨幣ヲ以テ記載スヘシ但兩國ノ間貨幣ノ相場ニ時々昇降アルカ爲メ日本遞信省ハ適當ノ割合ヲ以テ爲替金ヲ引直スヘキコトヲ茲ニ約束ス即チ加奈陀ヘ爲替ヲ取組ム爲メ日本遞信省ニ於テ受領シタル金額ハ爲替ヲ振出ス時ノ相場ヲ以テ加奈陀貨幣ニ引直シ又日本ニテ拂渡ス爲メ加奈陀ヨリ振出シタル爲替ノ金額ハ日本遞信省ニ於テ爲替目錄ノ到達シタル日ノ相場ヲ以テ日本貨幣ニ引直スヘシ○第三條 爲替一口ノ金額ハ雙方共五十弗ヲ超過スヘカラス○第四條 一仙未滿ノ端數金額ハ爲替トナスヘカラス○第五條 爲替金額ハ差出人ヨリ拂込ミ並ニ受取人ヘ拂渡シ共金貨又ハ金貨ト同樣ノ價アル他ノ通貨タルヘシ」若シ兩國ノ一ニ於テ金貨ヨリ低價ナル紙幣ヲ通貨トシテ使用スルトキハ該國ノ郵政廳ハ其紙幣ヲ以テ人民ト爲替ノ受拂ヲナスコトヲ得但相場ノ差異ニ隨テ計算ヲナスヘシ○第六條 日本遞信省並ニ加奈陀郵政廳ハ雙方共其振出ス爲替手數料ノ割合ヲ時々更正スルノ權ヲ有ス此手數料ハ振出局ノ收入トス但日本遞信省ハ日本ヨリ振出シ加奈陀ニ於テ拂渡ス爲替金總額ノ千分ノ五ノ步合金ヲ加奈陀郵政廳ヘ拂ヒ加奈陀郵政廳ハ加奈陀ヨリ振出シ日本ニ於テ拂渡スヘキ爲替金總額ヨリ前同樣ノ步合金ヲ日本遞信省ヘ拂フヘシ○第七條 爲替ハ差出人及ヒ受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合ナレハ其名號及ヒ住所ヲ差出人ヨリ申立ツルニ非レハ之ヲ振出サヽルヘシ但差出人若クハ受取人ノ名稱ヲ差出人ヨリ一層詳細ニ陳述セル場合ニ於テハ其陳述スル通リヲ爲替目錄ニ記載スヘシ○第八條 兩國間郵便爲替ノ事務ハ總テ交換局ヲ經テ之ヲ取扱フヘシ日本ニ於テハ東京ヲ以テ交換局ト定メ加奈陀ニ於テハ英領「コロンビア」州「ヴヰクトリア」ヲ以テ交換局ト定ムヘシ○第九條 加奈陀ヨリ日本ヘ振出シタル爲替ノ要件ハ「ヴヰクトリア」交換局ニ於テ附錄甲號雛形ニ因テ調製セシ目錄ニ記入シ且ツ其金額ハ一々加奈陀貨幣ニテ之ヲ登記シ「ヴヰクトリア」ノ日付印ヲ押シ東京遞信省(外信局)ヘ遞送スヘシ」日本ヨリ加奈陀ヘ振出シタル爲替ノ要件モ前同樣ノ手續ヲ以テ東京遞信省(外信局)ニ於テ附錄乙號雛形ニ因テ調製シタル目錄ヘ記入シ且ツ其金額ハ一々兩國ノ貨幣ニテ之ヲ登記シ其局ノ日付印ヲ押シ「ヴヰクトリア」交換局ヘ遞送スヘシ」該局ハ之ニ日付印ヲ押シ拂渡ノ手續ヲナスヘシ」目錄及目錄中記載ノ件々ハ差立ノ順序ニ從ヒ永久番號ヲ付シ且ツ甲國ノ目錄乙國ニ達スルトキハ乙國ハ其後初メテ遞送スヘキ目錄中ニ甲國ノ目錄領收ノ旨ヲ記載スヘシ」前記目錄ハ兩國互ニ報知スヘキ爲替アル時ノミニ限リ送付スヘシ且ツ目錄ノ紛失等ヨリ不都合ノ生セサル爲メ兩國互ニ次便ヲ以テ前便遞送セシ目錄ノ副書ヲ送致スヘシ」毎年六月三十日ニ終ル一期間(一期間トハ一年ヲ三箇月ツヽ四期ニ分チタル其一ヲ指ス以下同之)加奈陀ニ於テ振出シ六月三十日後ニ至リ「ヴヰクトリア」交換局ヘ到達セル爲替ハ六月中最後ニ遞送スヘキ目錄ノ補缺目錄ニ記入スヘシ又同期間日本ニ於テ振出シ六月三十日後ニ至リ東京交換局ニ到達セル爲替モ

同樣六 … ヘシ○第 … 局ニ於 … 爲替規則 … スヘシ」 … ルハ差出 … ケ速ニ之 … 國拂渡爲 … 受取交換 … 受取交換 … スヘシ目 … ニ於テ引 … ヲ一々記 … 出シタル … 隨ヒ取扱 … ル國ニ保 … 人ノ氏名 … 爲替金ノ … ヲ振出セ … 度ノ爲替 … ヲ其國 … フヘシ○ … シトヲ論 … ツ拂渡サ … ヲ證明ス … 戻サヽ … 二箇月 … ニ屬シ … 受取タル … ルモノ … 記入ス … 算書ニ … 條ニ因リ … 月末遞送 … 遞信省ハ … ル各目錄 … 計算書 … 加奈陀 … 省借方 … ヨルク」 … 政廳借方 … 加奈陀貨 … 本通貨 … 此毎一期 … ルヘシ」 … 一方ヨリ … ニ右總額 … 臣及ヒ加 … サレハ詐 … 目的ヲ以 … テ增加セ … 七條 日 … 送スルモ … 本遞信省 … シ若クハ … 十八條 … 十九年十 … ヲナシタ … ヘ二通ヲ … ヲ記名調 … 「オツタワ」ニ於

朕勲章佩用式追加 …

御名 御璽

明治廿二年十月一日

勅令第百八號

明治二十一年(十 … 條ニ左ノ但書ヲ追 …

○新橋横濱間汽車時刻 …

… 四十分、八時五十分、十一時十五分、午後二時五十分、五時、七時三十分

○上州鐵道汽車時刻 …